

メタバースを活用した「高森高校」の魅力発信プロジェクト始動!!

高森町と熊本県立高森高校、ギネス世界記録を取得した世界最大級のVRイベント「バーチャルマーケット」の主催など最先端のメタバースサービスを提供する株式会社HIKKY（代表舟越靖氏、本社東京都）、メタバース空間の学校“私立VRC学園”やVR美術館を設立し、教育と文化をVRで進化する教育活動を展開する株式会社シュタインズ(代表齊藤大将氏、本社東京都)の4者で包括連携協定を締結し、高森高校の生徒が自らメタバースの技術や仕組みを学び、自らの学校の魅力や取り組みや高森町の魅力を、メタバース空間を通じて国内外へ情報発信するプロジェクトにキックオフしました。

会見で、草村町長は、「高森高校はマンガ学科設置を契機に、漫画家を志す全国の小中学生からの注目を集める学校になりました。高森高校生がメタバースの技術を学び、自らの学校の魅力を自らが同じ世代へ発信することで、将来に亘り、持続可能な高森高校に繋がりたい」と語られました。



阿蘇市・南小国町・小国町・産山村・高森町・南阿蘇村(6市町村)とサントリーグループとのペットボトルの「ボトルtoボトル」水平リサイクルに関する協定を締結しました。

本協定締結により、使用済みペットボトルを新たなペットボトルに生まれ変わらせる「ボトルtoボトル」水平リサイクルに協働で取り組みます。資源を繰り返し利用することで、新たに石油由来原料からペットボトルを作るのに比べてCO₂を約60%削減できるメリットがあります。

この取り組みは、住民の皆様のご協力が必要です。ペットボトルを出す際は、分別方法(右図を参照)をご確認いただき、資源ごみとして出させていただきますようお願いいたします。資源ごみとして出されたペットボトルはリサイクラーにて新たなペットボトルに生まれ変わらせ、サントリーの飲料製造に使用します。

私たちは、地域の皆様、阿蘇郡市自治体、事業者(サントリー)が三位一体となって資源循環型社会の実現に向けて取り組んでいきたいと考えておりますので、趣旨をご理解いただきご協力くださいますようお願いいたします。



令和7年度 固定資産税の納税通知書等の発送について

固定資産税は、毎年1月1日時点で、町内に土地、家屋、償却資産を所有している方に課税されます。

つきましては、令和7年度の固定資産税の納税通知書等は5月上旬に発送いたしますので、納税通知書等が届きましたら、内容のご確認をお願いいたします。

また、納付書にて納税される方は、全4期分をまとめて発送いたしますので納期限内の納付をお願いいたします。

※口座振替のご要望等ございましたら下記までお問合せください。

固定資産税とは

固定資産(土地・家屋・償却資産)の評価された価格(評価額)により課税標準額を決定します。課税標準額は、高森町税条例第62条により税率1.4%と定められています。納期は年4回に分けられ、第1期の納期限は6月2日(月)までとなっております。ただし、課税標準額が下記それぞれの金額に満たない場合、課税されません。

【免税点】 ・ 土地：30万円 ・ 家屋：20万円 ・ 償却資産：150万円

※1月2日以降、所有権移転や家屋滅失(取り壊し)等を行なった場合でも、その年度分の税金は納めていただくことになります。 ※償却資産は事業用として使用している機械・器具・備品等のことで、毎年1月31日までに申告いただいた情報を基に課税されます。

高森町の固定資産税についてご質問等ございましたら、税務課地籍調査係までお尋ねください。

税務課 地籍調査係 ☎0967-62-1123